

建築工事技術検査基準

(目的)

第1 この基準は、県土マネジメント部建築工事検査要領(平成2年4月1日付技第5号)第7条の規定に基づく建築工事の検査基準を定め、検査員が実施する検査(以下「検査」という。)の厳正かつ公平な実施を図ることを目的とする。

(検査の内容)

第2 検査は、当該工事の出来高を対象として、試験・検査記録等の関係図書に基づき、工事の実施状況、出来形及び品質について、適否の判定を行うものとする。

(実施状況の検査)

第3 実施状況の検査は、出来形管理、品質管理その他の実施状況に関する各種の記録(写真記録を含む。)と、設計図書等を対比し、施工管理状況及び施工内容に関して行うものとする。

(出来形の検査)

第4 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び性能試験結果等について、設計図書と対比して行うものとする。

ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判定することが困難な場合は、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(品質の検査)

第5 品質の検査は、品質及び出来ばえについて、設計図書と対比して行うものとする。

ただし、外部からの観察、施工管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判定することが困難な場合は、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成3年4月1日から施行する。

平成14年11月1日改正施行(平成14年10月16日技第131号)

平成30年12月1日改正施行(平成30年11月29日技第217号)

令和2年1月1日改正施行(令和元年12月19日技第233号)